

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	水産部	漁政課	H25.10.4	沿岸漁獲情報モニタリングシステム	1,858,500	埼玉県川越市新宿2-4-1 株式会社 環境シミュレーション研究所 代表取締役 伊藤 喜代志	<p>当該システムは、既に平成23年度に導入した同システムに増設し、マグロ資源評価に資する基礎知見の調査範囲を更に広げることを目的としている。当該システムは漁船に設置し、位置情報や水温情報の収録・収集の機能も併せ持つGPSデータロガーシステムであり、水産試験場ではこれまで収集したデータとの互換性を保つため、既存システムに対応したデータフォーマットでアウトプットされなければならない。このようにデータ収集の効率性、データの欠損回避を図ることができるのは、既存システムのみであり、これを導入する必要がある。</p> <p>当該システムのメインとなるリアルタイム漁海況情報収集装置(RealMC)は、(株)環境シミュレーション研究所が公立はこだて未来大学と共同開発した装置であり、他に同等のシステムを開発・販売できる業者はない。</p> <p>また、当該システムは平成23年度に一般競争入札において購入したものであるが、その際、(株)環境シミュレーション研究所1者のみが応札・落札しており、販売代理店が存在しない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
2	水産部	資源管理課	H25.4.1	平成25年度長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業業務委託	210,200,000	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 田中 桂之助	<p>(株)長崎県漁業公社は県、漁連、信連、漁協等が出資した沿岸漁業振興を目的とする株式会社で、昭和53年の県栽培漁業センター設立当初より放流種苗生産等業務を受託し、併せて総合水産試験場が技術開発した新魚種の量産化を担うなど県の施策を実用化し得る技術水準や業務体制を有している県下最大の種苗生産機関である。</p> <p>本業務は県栽培センターの施設を使用して13種の魚介類の種苗生産を行い、同時にセンター施設の管理も委託するものであるが、13種全ての種苗生産実績を有する県内機関はなく、施設管理は年間を通してセンターに常駐する必要がある。</p> <p>種苗生産施設の管理維持は種苗生産業務と一体で切り離せず、取水・加温設備、餌料生産・採苗施設等は複数魚種で同時期に共用する必要があること、水槽等は魚種毎に使い回しする必要があることから、本業務は一括契約として、契約先は当該法人1社に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	水産部	資源管理課	H25.4.1	平成25年度長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲可能量(TAC)管理事業	6,700,000	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木 哲	TACの適正な管理を行うためには漁家等情報の迅速かつ的確な把握が必要であり、県内各地の産地市場や漁協にTACシステムを搭載したパソコンを設置し、ネットワークを通じた情報の集積を行っているが、システムの運用においては、専門的知識が豊富で、TAC対象魚種漁獲量の9割を占める中型まき網漁業者で構成する県旋網組合に委託した方が円滑に運用でき、TAC制度の普及指導が容易なため。	第167条の2 第1項 第2号
4	水産部	資源管理課	H25.4.1	平成25年度長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲管理情報処理システム保守・整備業務委託	1,247,400	長崎市大黒町9番22号 大興電子通信株式会社 九州支店長崎営業所 所長 沖田 和郎	本システムは、漁獲可能量の適正な管理を行う目的で県内の漁協、産地魚市場から漁獲情報を収集するために県の委託事業において大興電子通信(株)が開発したものであり、システム障害になった場合、TAC委託業務に支障をきたさない様迅速に対応できる業者はプログラミングを熟知している同業者の他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
5	水産部	資源管理課	H25.4.1	平成25年度ク工栽培漁業推進事業に係る種苗供給安定推進事業委託	5,500,000	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 田中 桂之助	(株)長崎県漁業公社は県、漁連、信連、漁協等が出資した沿岸漁業振興を目的とした株式会社で、昭和53年の県栽培漁業センター設立当初より放流種苗生産等業務を受託し、県の施策を実用化し得る技術水準や業務体制を有している県下最大の種苗生産機関であり、総合水産試験場が技術開発した養殖用を含む新魚種の全ての量産化事業の受託実績を有し、日常的に技術指導を受けている。 近年、栽培センターに導入されたカサゴ、ホシガレイ、オニオコゼ等についても初期の試験研究段階から、両者が協力して量産技術の移転が行われており、第3セクターのため特許に結びつく技術的な情報資産の管理も行いやすい。 本事業は、漁獲圧の高まりにより早急な栽培漁業の展開が求められているク工種苗の供給体制の構築が目的であり、将来供給する数量や価格を考慮すると、種苗生産業務を受託している漁業公社への委託が最も効率的である。 また、漁業公社は既に他事業でク工受精卵からの稚魚育成試験を進めており、本事業で実証を行う親魚から受精卵を得る工程を習得すれば、効率的に一環生産する技術移転が可能となる。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	水産部	資源管理課	H25.4.24	平成25年度タイラギ 漁業対策事業	2,400,000	諫早市小長井町小川原浦499番地 タイラギ漁業対策事業受託共同体 代表者 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	諫早湾及びそこに隣接する有明海は、元来タイラギ及びアサリの主要な漁場であり、それらを食害するナルトビエイが集中的に索餌回遊してくる場であることから、被害の低減と効率的な駆除を実施することが必要である。 業務の実施にあたっては、タイラギ及びアサリの漁場がある共同漁業権の権利者であり、またタイラギ及びアサリを採捕する漁業者が属し、その生息状況及びナルトビエイの生態に関する知見を持つ漁協により構成される共同体が、事業遂行に適当である。	第167条の2 第1項 第2号
7	水産部	資源管理課	H25.5.16	平成25年度有明海漁業 振興技術開発事業に係る ホシガレイ中間育成技術 開発委託業務	12,000,000	島原市霊南2丁目16-21 島原漁業協同組合 代表理事組合長 北浦守金	本業務は有明海漁業振興技術開発事業の一環で行うものである。高水温に弱い本種の間接育成には、人工種苗の飼育技術を有していることや夏期の低水温飼育のための海水冷却装置を備えた飼育施設を有していることが求められる。本業務の委託先としては、これらの技術や施設を有し、かつ成果物である種苗の放流場所に最も近く、魚体への負担を最小限に抑える利便性も併せ持つ島原漁協以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
8	水産部	資源管理課	H25.5.16	平成25年度有明海漁業 振興技術開発事業に係る タイラギ種苗生産及び改良 型飼育装置開発委託業務	3,504,000	佐世保市ハウステンボス町11-13 株式会社二枚貝養殖研究所 代表取締役 鬼木浩	本業務は有明海漁業振興技術開発事業の一環で行うものである。(株)二枚貝養殖研究所の代表者は、もと田崎真珠(株)田崎海洋生物研究所長の鬼木氏で、以前から田崎真珠(株)においてタイラギ種苗生産技術開発に携わってきた人物である。同氏は、H18年度に国の事業「大型二枚貝タイラギの環境浄化型養殖技術の開発」において(株)田崎真珠が、水研・水試との共同研究に参画した際の、タイラギ用浮遊幼生飼育装置の共同発明者であり、今回の委託業務は、この技術の高度化をめざすもので、当該業務においては、鬼木氏を代表とする同社が技術と経験を有する国内唯一の研究機関である。	第167条の2 第1項 第2号
9	水産部	資源管理課	H25.5.20	平成25年度藻場回復 技術実証推進事業に係る 大島試験区管理業務	3,964,800	西海市大島町1325番地107 西海大崎漁業協同組合 代表理事組合長 宮原満吉	本業務は、西海市大島地区で潜水作業により海域に生息するウニ・巻貝等食害生物の効率的な駆除、及び母藻の積極的な投入・設置を行うものであり、共同漁業権内で操業する素潜漁等との調整が必要となる。このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理している西海大崎漁協以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	水産部	資源管理課	H25.5.20	平成25年度藻場回復 技術実証推進事業に 係る大島試験区管理 業務	6,139,350	北松浦郡小値賀町笛吹郷2789番 地4 宇久小値賀漁業協同組合 代表理事組合長 小西藤司	本業務は、小値賀地区で潜水作業による海域に生息するウニ・巻貝等食害生物の効率的な駆除、刺網漁業によるアイゴ・イスズミ等食害生物の駆除、及び母藻の積極的な投入・設置を行うものであり、共同漁業権内で操業する素潜漁等との調整が必要となる。このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理している宇久小値賀漁協以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号
11	水産部	資源管理課	H25.5.21	平成25年度有明海漁 業振興技術開発事業 に係るタイラギ増殖用 貝殻散布作業委託業 務	14,733,800	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	本業務は有明海漁業振興技術開発事業の一環で行うものである。本業務にあたっては、タイラギ漁業の経験と技術および生息環境等の知識を有するとともに、タイラギ稚貝の生息場所を熟知していることが重要である。また、散布作業には同海域で操業する漁業権漁業との調整が必要であるため、本業務の委託先は共同漁業権管理者である小長井町漁協以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
12	水産部	資源管理課	H25.5.24	平成25年度藻場回復 技術実証推進事業に 係る藻場調査業務	3,444,000	長崎市宿町721番地1 有限会社 崎陽潜水 代表取締役 佐藤正次	本事業は、漁業者が主体となって海藻の種の供給と食植性動物の駆除を行い藻場の回復を実証するものであるが、実施にあたっては、漁場の植生や食植動物の分布実態を把握し、作業効果の把握及び成否の検証が必須である。 海藻については、種の同定、増殖対象種の幼芽の着生確認やその後の生長・成熟、食害の発生状況など詳細な観察が必要であること、また、動物についてはウニ類の種毎の生息密度や生育環境の特徴把握を、魚類については海藻に残された摂食痕等からの魚種の特定など高度な知識が求められる。加えて、藻場の回復や造成を行うにあたり、漁場環境を把握し、分析・評価する能力が求められる。 このような条件を満たすダイバーを有するのは、県内では有限会社崎陽潜水一者に限られる。 また、平成23～24年度で実施した本事業の前身である磯焼け対策モデル地区事業(大島地区)においても、事業効果把握のための潜水作業を同会社が実施しており、同試験区の経時変化を比較検討するうえで、これまでのデータを複合して検証する等、業務の効率的実施が可能となる。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	水産部	資源管理課	H25.5.24	平成25年度有明海漁業振興技術開発事業に係るクルマエビ放流効果調査委託業務	1,912,000	島原市霊南2丁目16-21 有明海栽培漁業推進協議会 会長 北浦守金	本業務は有明海漁業振興技術開発事業の一環で行うものである。本業務は標識クルマエビの判別や分析に必要なサンプルを確保する業務であり、クルマエビの水揚状況に応じ、臨機応変な対応が求められる。確保するサンプルの対象は有明海全域に及ぶため、全ての水揚情報等を把握できるのは、有明海全漁協で構成される有明海栽培漁業推進協議会に限定されることから、本業務の委託先としては、有明海栽培漁業推進協議会以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
14	水産部	資源管理課	H25.6.20	平成25年度漁場環境美化推進事業	4,150,000	長崎市五島町2-27 長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 川端勲	本事業は有明海において、廃棄物による漁業被害の防止や漁場の保全を図るため、福岡、佐賀、長崎、熊本各県の漁業者が連携し、率先して漁場清掃活動や環境保全にかかる普及啓発に取り組むことを目的としている。 このため、各県と各県漁連等(佐賀県は佐賀有明海漁協)が有明海沿岸四県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会を設置し、毎年、連携して「有明海クリーンアップ作戦」として漁場の清掃活動等に取り組んでいる。 事業の実施にあたっては、一斉清掃期間の調整、普及啓発活動の実施など、4県漁連等が連携を密にし、意見調整や実践活動に取り組む必要がある。これらの清掃活動は、地元漁業者自らが主体となることが必要であり、また、海面清掃用の用船の手配や回収したゴミの処分方法の検討などについては、従来から各県とも当該活動に参加する漁業者や漁協の上部団体である県漁連等によって各漁協間の連絡調整を広域的、かつ、機能的に行っている。 長崎県漁連は、本事業に参加する有明海の全漁協が加入する団体であり、かつ、本事業を円滑に実施できる唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	水産部	資源管理課	H25.6.20	平成25年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る貧酸素対策調査業務	89,985,000	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	本事業は、躍層の抑制や底質環境の改善に資する貧酸素対策の効果等について調査するため、高濃度酸素水を水中ポンプにより底層に供給し、併せて海水に流動等を発生させるものであるが、現状として特定の手法や技術は確立されておらず、企業によりその方法も相違している。そのため、仕様書の作成が困難な特殊な業務であることから、プロポーザル方式を採用するもの。	第167条の2 第1項 第2号
16	水産部	資源管理課	H25.6.26	平成25年度有明海漁業振興技術開発事業に係るマガキ養殖技術開発委託業務	5,000,000	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	本業務は、有明海漁業振興技術開発事業の一環で行うものである。本業務を行う予定の海域には小長井町漁協他2漁協が介類垂下式養殖の特定区画漁業権を有し、カキ養殖業の経験と技術を有しているが、本業務で委託する技術開発は、従来のカキ養殖とは異なり、シングルシード(一粒カキ)による特殊な養殖技術の開発である。小長井町漁協のみが、このシングルシード養殖をH22年度から一部試験導入し意欲的に取り組んでいることから、本業務を効率的に実施可能であり、本業務の委託先としては小長井町漁協以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号
17	水産部	資源管理課	H25.11.5	クルマエビのマイクロサテライトDNA分析業務	1検体あたり 2,520	広島市東区二葉の里1-2-7 (株)日本総合科学広島支所 所長 井上 稔	本業務は有明海資源回復共同放流推進事業の一環で行うもので、本事業により有明海で放流したクルマエビの橘湾における放流効果推定のための業務である。 県では、有明海漁業振興技術開発事業(国庫補助事業)において、有明海におけるクルマエビの放流・効果調査を実施しており、クルマエビのマイクロサテライトDNA分析を株式会社日本総合科学に委託している。 有明海で放流したクルマエビについては、有明海、橘湾において効果調査を実施することにより、広範囲における種苗放流の効果を推定することができ、有明海漁業振興技術開発事業と同様の手法を用いてDNA分析業務を実施することで、データの一貫性が保たれ、相互のデータを活用することが可能となり、合理的である。 従って、本業務の委託先は有明海漁業振興技術開発事業で同業務を委託している株式会社日本総合科学以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	水産部	資源管理課	H25.11.5	クルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務	1検体あたり 1,575	千葉県流山市東深井105 (株)バイオマトリックス研究所 代表取締役 松永 俊介	<p>本業務は有明海資源回復共同放流推進事業の一環で行うもので、本事業により有明海において放流したクルマエビの橘湾における放流効果推定のための業務である。</p> <p>県では、有明海漁業振興技術開発事業(国庫補助事業)において、有明海におけるクルマエビの放流・効果調査を実施しており、クルマエビのDNA抽出・ミトコンドリアDNA分析業務を株式会社バイオマトリックス研究所に委託している。</p> <p>有明海で放流したクルマエビについては、有明海、橘湾において効果調査を実施することにより、広範囲における種苗放流の効果を推定することができ、有明海漁業振興技術開発事業と同様の手法を用いてDNA分析業務を実施することで、データの一貫性が保たれ、相互のデータを活用することが可能となり、合理的である。</p> <p>従って、本業務の委託先は有明海漁業振興技術開発事業で同業務を委託している株式会社バイオマトリックス研究所以外にはない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
19	水産部	資源管理課	H25.11.11	平成25年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る有明地区(西有家町)底質改善業務	5,666,850	南島原市西有家町須川3239 西有家町漁業協同組合 代表理事組合長 高橋 安治	<p>本事業は、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沿岸域において貝殻散布及び攪拌による漁場環境の改善を目的に実施するものである。</p> <p>効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、当該海域の共同漁業権の管理者であり、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要となる。</p> <p>このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理している西有家町漁協以外にはない。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	水産部	資源管理課	H25.11.11	平成25年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る有明地区(島原半島南部)底質改善業務	5,666,850	南島原市口之津町803-43 島原半島南部漁業協同組合 代表理事組合長 村田 国博	<p>本事業は、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沿岸域において貝殻散布及び攪拌による漁場環境の改善を目的に実施するものである。</p> <p>効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、当該海域の共同漁業権の管理者であり、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要となる。</p> <p>このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理している島原半島南部漁協以外にはない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
21	水産部	資源管理課	H25.12.6	平成25年度有明海漁業振興技術開発事業に係るホシガレイ仔魚期の無眼側黒化抑制対策技術開発委託業務	4,000,000	島原市霊南2-16-21 島原漁業協同組合 代表理事組合長 北浦 守金	<p>本業務は有明海漁業振興技術開発事業の一環として行うもので、ホシガレイ種苗のウイルス性神経壊死症[VNN]の防疫対策と併せて体色異常の改善による種苗の良質化技術(ふ化直後から仔魚期における黒化抑制対策)の開発に取り組むものである。</p> <p>委託先には、ホシガレイ仔魚養成に係る高い技術と経験を有していること、黒化抑制対策手法(砂を使用する手法)の開発のために複数の試験区の設定(砂の有無、給餌開始のタイミング等)による仔魚育成が可能な施設(複数の小型恒温水槽)を有していることが求められ、これに対応できる委託先は、県内では島原漁協に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
22	水産部	資源管理課	H25.12.24	平成25年度有明海漁業振興技術開発事業に係るホシガレイ種苗量産技術開発委託業務	13,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168 (株)長崎県漁業公社 代表取締役社長 田中桂之助	<p>本業務は有明海漁業振興技術開発事業の一環として行うもので、ホシガレイ種苗の安定量産技術(ウイルス性神経壊死症[VNN]の防除)の開発に取り組むものである。</p> <p>委託先には、ホシガレイ量産に係る高い技術と経験を有していること、量産を行うための施設(大型水槽等)の利用が可能で、VNN防除にあたりVNN検査体制(ウイルス検査施設)が整備されていることが求められ、県内では(株)長崎県漁業公社に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	水産部	漁業取締室	H25.4.1	平成25年度漁業取締用航空機借り上げ料	昼間運航1時間/セスナ172型 69,900円 夜間運航1時間/セスナ172型 128,400円	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番地188 エス・ジー・シー佐賀航空株式会社 代表取締役 中山 光吉	航空取締りに適した高翼型航空機を複数機保有し、長崎県内で唯一漁業取締業務の実績を有し、昼夜における同業務を円滑に実施でき、また、長崎空港内に事業所を設置し、長崎空港を基地として緊急出動などの対応が可能な九州内で唯一の業者であるため(航空取締を実施しているのは、都道府県で本県のみ)。	第167条の2 第1項 第2号
24	水産部	漁業取締室	H25.4.1	平成25年度指導用海岸局無線業務委託	6,000,000	長崎市柿泊町2496 社団法人 長崎県漁業無線協会 会長 川端 一廣	漁業指導用海岸局として無線業務を実施できるだけの技術、施設、体制を有する県下唯一の無線局であるため。	第167条の2 第1項 第2号
25	水産部	水産振興課	H25.4.1	平成25年度沿岸漁業新規雇用促進事業委託	2,095,000	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦405-6 郷ノ浦町漁業協同組合 代表理事組合長 塚本 富夫	本委託契約は平成24年度に研修を開始した研修生の雇用の延期であるため、緊急雇用創出事業実施要領(平成22年11月26日職発1126第3号別紙)第5の3に基づき随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
26	水産部	水産振興課	H25.4.1	平成25年度高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務(2年目)委託	3,500,000	長崎市三川町1221-13 有限会社 三建商事 代表取締役 鶴崎 貞治	本県における民間レベルでのクエ養殖技術の確立を目指すものであることから マハタ等のハタ類の養殖事業の経験が豊富で飼育管理が行き届いており、養殖技術が高いこと。水温制御できる陸上養殖施設を整備しており、成長、生残、疾病等に関する養殖データを把握して適切に報告する能力を有すること。2年目の養殖試験については、1年目の養殖試験を実施した実績と養成したクエを有していることが条件であり、加えて新たな運搬経費や運搬に伴うへい死リスクの発生とこれまでの養殖事業の実績等を考慮し、(有)三建商事との随意契約としている。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	水産部	水産振興課	H25.4.1	長崎県地方卸売市場 長崎魚市場の管理運 営に関する業務及び 事務委託	78,554,700	長崎市京泊3-3-1 一般社団法人長崎魚市場協 会 会長理事 柏木 哲	長崎魚市場内の防犯、保健衛生管理などの秩序保持には日常的な監督・指導が不可欠である。また、関係条例に基づく届出等の指導、日常業務にかかる市場関係者間の調整には現地での即時対応が必要である。 平成15年度の新長崎漁港水産事務所の廃止に伴い、県が行っていたこれらの業務を委託する必要が生じた。(一社)長崎魚市場協会は、県、市及び魚市場等の施設を利用して業務を営む者が会員となって組織された団体で、その目的は市場の適切な管理運営であり、防犯委員会や保健衛生管理委員会等を設置して市場全体の秩序維持に取り組んでおり、公平公正に本業務を行える唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号
28	水産部	水産振興課	H25.4.1	長崎県地方卸売市場 長崎魚市場施設監 視・修繕業務委託	23,291,730	長崎市京泊3-3-1 長崎魚市株式会社 代表取締役社長 中山士朗	本業務では、電気・給排水・防火施設など一般的な監視・点検業務に加え、ジブクレーンや魚体選別機、冷却式水槽など特殊機器が配備されている東西卸売場棟や活魚センターにおける電気・給排水施設の状態や配置機器類の監視・点検及びこれらの補修業務を行っている。 本業務では、これら施設・設備の配置状態や機器類の性能等を熟知すること、また、その管理保全のノウハウを蓄積することが必要であり、これら施設・機器等で発生する損傷や故障は、ノウハウの蓄積とともに日常の監視点検業務と連動することで即時発見に繋がり、その迅速な復旧対応が可能となるものである。 長崎魚市(株)は場内に社屋を構え、当市場の開設時から周年、施設・機器を利用し、その監視や点検に携わってきており、本市場の基本的施設や機器及び特殊器材等の機能、性能等を熟知し、施設・機器の異常を即時に発見し、復旧についても即応できる体制にある。このように、長崎魚市(株)は普段利用するものが管理することで管理コストの軽減化を図り、かつ市場の業務運営に支障をきたさない監視体制が確保できる唯一の業者である。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	水産部	水産振興課	H25.5.17	平成25年度高付加価値養殖技術開発事業にかかるとクエ種苗生産業務委託(50万粒)	3,097,500	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社長崎県漁業公社 代表取締役社長 田中 桂之助	平成25年5月17日に一般競争入札を実施した結果、落札できなかったため、最低入札者と協議し、随意契約とした。	第167条の2 第11項 第8号
30	水産部	水産振興課	H25.8.9	長崎魚市場流通システムの高度衛生化方策検討調査業務委託	9,975,000	東京都千代田区岩本町3-4-6 ト ナカタワービル9F 一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所 理事長 影山 智将	本業務委託は、長崎漁港において取り扱われる水産部や販売形態、それらの将来動向等を整理するとともに、水揚から出荷までの流通システムの高度衛生管理を実現する最適な施設配置及び整備計画の立案を行なうものである。 その業務内容には、市場における水産物流通の把握や衛生管理、排水処理手法などについて専門的な技術や豊富な経験及び全国的な知見が必要であるとともに、整備計画立案においては、関係補助事業や交付金など支援制度を踏まえつつ、所要施設の計画規模やゾーニングなどを総合的に取りまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、市場における水産物の高度衛生管理に関するソフト・ハード面の能力を有し、水産庁の平成23年度特定第3種漁港水産物高度衛生管理対策推進調査(長崎漁港、枕崎漁港)などの受託実績のある(一財)漁港漁場漁村総合研究所と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
31	水産部	水産加工・流通室	H25.4.1	平成25年度長崎県農水産物(俵物)アンテナショップ運営業務委託	6,000,000	長崎市多以良町1551-4 一般社団法人長崎県水産加工振興協会 代表理事会長 柏木哲	本業務は、平成「長崎俵物」のPRと販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、その情報を認定業者の商品開発や改良等に生かす「アンテナショップ」としての機能を果たすことが求められる。(一社)長崎県水産加工振興協会は、認定商品に対する情報に精通し、県内統一組織として水産加工業者に対する指導ができる公益的な性格を持つ法人であり、俵物認定事業など他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能である。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	水産部	水産加工・流通室	H25.8.16	第51回長崎県水産加工振興祭開催事業業務委託	2,440,000	長崎市多良町1551-4 一般社団法人長崎県水産加工振興協会 代表理事 会長 柏木 哲	本品評会は、国の農林水産祭の参加行事の一環として実施しており、審査の前提となる商品選定及び保管、当日の運営を含めて厳格な申請体制をとる必要がある。 (一社)長崎県水産加工振興協会は、県内全域の水産加工品の品質及び製造技術など、高度な専門知識を有し、公益的な性格を持つことから、公平・公正な審査体制を構築できる唯一の機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号
33	水産部	漁港漁場課	H25.6.6	24漁港増第1-14号 藻場礁機能向上工事 (設計業務委託)	43,050,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、県内各地区に平成14年度から平成22年度にかけて整備した海藻バンクの機能向上、回復を図るための事前調査、設計、積算を一連に行うもので、その業務内容には既存施設にかかる情報のほか、藻場・底生生物調査など専門的な知識や技術、豊富な経験が必要であるとともに、着定基質面の清掃をはじめとする補修作業の検討においては、さらに高度な専門的知識等のほか、予定海域の生物学的知見に加え、過去の既存施設の状況等の関連性を見るなど、総合的にとりまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な知識や技術、豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
34	水産部	漁港漁場課	H25.6.24	24漁港通第2-20号 長崎南地区水産環境整備工事(監督補助・出来形確認業務委託)	31,500,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、魚礁等の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るため、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮して行う必要があり、また、竣工検査時の判断材料として、事前に特記仕様書で定めた施工管理基準に基づき出来形が管理基準内に完成しているかを測量調査するもので、公平性の確保と技術力の必要性から、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とするとともに、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知見に詳しい、県内唯一の機関である(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	水産部	漁港漁場課	H25.7.8	24 漁港通第3 - 21号 対馬地区水産環境整備工事(監督補助・出来形確認業務委託)	24,990,000	長崎市元船町17 - 1 一般社団法人水産土木建設技術センター - 長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、魚礁等の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るため、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮して行う必要があり、また、竣工検査時の判断材料として、事前に特記仕様書で定めた施工管理基準に基づき出来形が管理基準内に完成しているかを測量調査するもので、公平性の確保と技術力の必要性から、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とするともに、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知見に詳しい、県内唯一の機関である(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
36	水産部	漁港漁場課	H25.7.16	24 漁港通第4 - 22号 吉岐地区水産環境整備工事(監督補助・出来形確認業務委託)	11,865,000	長崎市元船町17 - 1 一般社団法人水産土木建設技術センター - 長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、魚礁等の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るため、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮して行う必要があり、また、竣工検査時の判断材料として、事前に特記仕様書で定めた施工管理基準に基づき出来形が管理基準内に完成しているかを測量調査するもので、公平性の確保と技術力の必要性から、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とするともに、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知見に詳しい、県内唯一の機関である(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
37	水産部	漁港漁場課	H25.7.16	25 漁港保第1 - 1号 県北地区藻場造成工事(設計業務委託)	3,885,000	長崎市元船町17 - 1 一般社団法人水産土木建設技術センター - 長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は新規の藻場造成の実施に先立つ測量・調査・設計・積算を行うものであり、使用構造物に対する知識のみならず設置予定海域の生物学的・海洋学的特性及び藻場の特性に精通し、かつ、経験豊富なことが必須である。 (一社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林水産大臣の許可のもとに設立された法人であり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産土木技術の専門知識を有する職員で構成され、営利目的ではなく、かつ機密漏洩の心配もなく、これまでも本県周辺海域において多数の藻場造成事業に関する設計・積算業務を受託し、信頼性の高い業績を残していることから、本業務を効率的、効果的に実施できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	水産部	漁港漁場課	H25.7.17	24漁港増第2-18号 長崎南西地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 大籠工区)	23,100,000	長崎市毛井首町1-158 長崎市民と漁業協同組合 代表理事組合長 川端 勲	本業務は、増殖場大籠工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
39	水産部	漁港漁場課	H25.7.17	24漁港増第2-19号 長崎南西地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 蚊焼工区)	10,447,500	長崎市脇岬町3628番地81 野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長 浅川 勝	本業務は、増殖場蚊焼工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
40	水産部	漁港漁場課	H25.7.17	24漁港増第2-20号 長崎南西地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 野々串、古里工区)	16,852,500	長崎市脇岬町3628番地81 野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長 浅川 勝	本業務は、増殖場野々串、古里工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
41	水産部	漁港漁場課	H25.7.17	24漁港増第2-21号 長崎南西地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 田ノ子、野母崎工区)	28,024,500	長崎市脇岬町3628番地81 野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長 浅川 勝	本業務は、増殖場田ノ子、野母崎工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
42	水産部	漁港漁場課	H25.7.17	24漁港増第5-19号 下五島地区増殖場整 備工事(磯焼け対策 緊急整備業務委託 黄島工区)	17,325,000	五島市福江町1190-9 五島ふくえ漁業協同組合 代表理事組合長 熊川 長吉	本業務は、増殖場黄島工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	水産部	漁港漁場課	H25.7.17	24漁港増第5-20号 下五島地区増殖場整備工事(磯焼け対策緊急整備業務委託 椴島工区)	28,875,000	五島市福江町1190-9 五島ふくえ漁業協同組合 代表理事組合長 熊川 長吉	本業務は、増殖場椴島工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
44	水産部	漁港漁場課	H25.7.17	24漁港増第5-21号 下五島地区増殖場整備工事(磯焼け対策緊急整備業務委託 奈留工区)	23,499,000	五島市奈留町浦1839-7 奈留町漁業協同組合 代表理事組合長 大久保 金政	本業務は、増殖場奈留工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
45	水産部	漁港漁場課	H25.7.19	24漁港増第1-9号 九十九島地区増殖場整備工事(磯焼け対策緊急整備業務委託 黒島工区)	37,222,500	佐世保市相浦町2733 佐世保市相浦漁業協同組合 代表理事組合長 溝口 芙美雄	本業務は、増殖場黒島工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
46	水産部	漁港漁場課	H25.7.19	24漁港増第1-10号 九十九島地区増殖場整備工事(磯焼け対策緊急整備業務委託 高島工区)	21,105,000	佐世保市相浦町2733 佐世保市相浦漁業協同組合 代表理事組合長 溝口 芙美雄	本業務は、増殖場高島工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
47	水産部	漁港漁場課	H25.7.19	24漁港増第1-11号 九十九島地区増殖場整備工事(磯焼け対策緊急整備業務委託 小佐々工区)	8,288,700	佐世保市小佐々町楠泊1837 九十九島漁業協同組合 代表理事組合長 高平 真二	本業務は、増殖場小佐々工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
48	水産部	漁港漁場課	H25.7.19	24漁港増第1-12号 九十九島地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 鹿町工区)	9,209,550	佐世保市小佐々町楠泊1837 九十九島漁業協同組合 代表理事組合長 高平 真二	本業務は、増殖場鹿町工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
49	水産部	漁港漁場課	H25.7.19	24漁港増第1-13号 九十九島地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 田平工区)	16,320,150	佐世保市小佐々町楠泊1837 九十九島漁業協同組合 代表理事組合長 高平 真二	本業務は、増殖場田平工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
50	水産部	漁港漁場課	H25.7.19	24漁港増第3-17号 対馬西部地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 女連工区)	39,060,000	対馬市上県町鹿見13-3 上県町漁業協同組合 代表理事組合長 部原 政夫	本業務は、増殖場女連工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
51	水産部	漁港漁場課	H25.7.19	24漁港増第3-18号 対馬西部地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 網島工区)	47,309,850	対馬市豊玉町千尋藻355番地9 豊玉町漁業協同組合 代表理事組合長 原田 義治	本業務は、増殖場網島工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
52	水産部	漁港漁場課	H25.7.19	24漁港増第3-19号 対馬西部地区増殖場 整備工事(磯焼け対 策緊急整備業務委託 水崎工区)	22,143,450	対馬市豊玉町千尋藻355番地9 豊玉町漁業協同組合 代表理事組合長 原田 義治	本業務は、増殖場水崎工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
53	水産部	漁港漁場課	H25.8.12	25長漁水第3-1号 長崎漁港水産流通基 盤整備工事(再生エ ネルギー基本設計業 務委託)	12,600,000	一般財団法人漁港漁場漁村総合 研究所 東京都千代田区岩本町3-4-6ト ナカイトワーズビル 理事長 影山智将	長崎漁港の高度衛生化に伴う新たな電力需要に 対し、維持管理費を低減するため太陽光等の再生 可能エネルギーの導入を検討するものである。 なお、調査検討にあたっては、類似閉鎖型施設で の温度・湿度による水産物への影響などの豊富な知 見を持ち、他の特定3種漁港において、閉鎖型荷捌 所への再生可能エネルギー導入検討の実績を唯一 有していることから、一般財団法人漁港漁場漁村総 合研究所と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
54	水産部	漁港漁場課	H25.8.22	24漁港通第5-12 号 五島地区水産環境整 備工事(監督補助・出 来形確認業務委託)	16,905,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、魚礁等の製作及び沈設工事の品質確 保と向上を図るため、魚礁等の構造物の豊富な知識 と経験、技術を必要とするほか、周辺海域の自然環 境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮 して行う必要があり、また、竣工検査時の判断材料 として、事前に特記仕様書で定めた施工管理基準 に基づき出来形が管理基準内に完成しているかを測 量調査するもので、公平性の確保と技術力の必要性 から、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町 村等を会員とするとともに、漁場造成に関する専門 的な水産技術と本県周辺海域の知見に詳しい、県 内唯一の機関である(一社)水産土木建設技術セン ター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
55	水産部	漁港漁場課	H25.9.17	24漁港増第3-23 号 人工海底山脈整備工 事(効果調査業務委 託)	35,175,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、対馬西海岸および吉岐西海岸に造成し た人工海底山脈の湧昇効果把握調査を行うもので あり、当該構造物の豊富な知識と経験、技術だけ でなく、当該海域の環境的、生物的知見を有し、漁場特 性に精通している必要がある。 このため、それらの技術や知見等を有し、当該工 事の事前調査・湧昇シミュレーション、設計、工事監 督業務、出来形測量を受託し、事業全般に精通して いる(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所) と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
56	水産部	漁港漁場課	H25.9.26	25漁港通第1-3号 大型魚礁整備工事 (効果調査業務委託)	16,065,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、より効果的な漁場整備を図るため、標 本船調査により魚礁の利用状況や効果を把握する もので、21年度から精度の高い操業情報を把握する ため、GPSと速度解析システムを組み合わせたGPS データロガー調査を導入している。 同システムは、水産土木建設技術センターが独自 に開発したもので、他に変わるものはない。 このため、当該システムを保有する(一社)水産土 木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うも の。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
57	水産部	漁港漁場課	H25.9.30	24漁港通第1-14号 長崎北地区水産環境 整備工事(監督補助・ 出来形確認業務委 託)	36,855,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	水産環境整備工事における本業務は、魚礁等の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るため、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮して行う必要があり、また、竣工検査時の判断材料として、事前に特記仕様書で定めた施工管理基準に基づき出来形が管理基準内に完成しているかを測量調査するもので、公平性の確保と技術力の必要性から、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とするとともに、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知見に詳しい、県内唯一の機関である(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
58	水産部	漁港漁場課	H25.10.1	25漁港増第5-1号 上五島地区増殖場整 備工事(設計業務委 託)	25,725,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の設計(配置計画、波浪推算)及び設計に係る測量・調査を行うものであり、その業務内容には海底地形、底性生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性を見るなど、総合的にとりまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
59	水産部	漁港漁場課	H25.10.15	25漁港増第3-7号 対馬南西地区増殖場 整備工事(設計業務 委託)	18,165,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の設計(配置計画、波浪推算)及び設計に係る測量・調査を行うものであり、その業務内容には海底地形、底性生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性を見るなど、総合的にとりまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
60	水産部	漁港漁場課	H25.11.18	25漁港増第4-1号 吉岐南部地区増殖場 整備工事(設計業務 委託)	15,330,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	<p>本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の設計(配置計画、波浪推算)及び設計に係る測量・調査を行うものであり、その業務内容には海底地形、底性生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性を見るなど、総合的にとりまとめる能力が求められる。</p> <p>このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。</p>	第167条の2 第1項 第2号
61	水産部	漁港漁場課	H25.12.16	25漁港増第1-4号 平戸南部小値賀地区 増殖場整備工事(設 計業務委託)	53,970,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	<p>本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の設計(配置計画、波浪推算)及び設計に係る測量・調査を行うものであり、その業務内容には海底地形、底性生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性を見るなど、総合的にとりまとめる能力が求められる。</p> <p>このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。</p>	第167条の2 第1項 第2号
62	水産部	漁港漁場課	H25.12.16	25漁港増第2-2号 島原半島南西地区増 殖場整備工事(設計 業務委託)	6,090,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術 センター-長崎支所 支所長 荒川敏久	<p>本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の設計(配置計画、波浪推算)を行うものであり、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性を見るなど、総合的にとりまとめる能力が求められる。</p> <p>このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
63	水産部	漁港漁場課	H26.1.23	24漁港保第1-8号 県北地区藻場造成工 事(磯焼け対策緊急 整備業務委託 伊野 利工区)	5,355,000	松浦市鷹島町阿翁浦免637番地 新松浦漁業協同組合 代表理事組合長 志水正司	本業務は、藻場礁伊野利工区の整備にかかる藻類 食害生物駆除で、第2種共同漁業である磯建網等 によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚類 の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり 当該地先海面を熟知している地元の新松浦漁業協 同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
64	水産部	漁港漁場課	H26.1.23	25漁港保第1-6号 県北地区藻場造成工 事(磯焼け対策緊急 整備業務委託 的 山大島工区)	9,822,750	平戸市大島村の山川内330-3 大島村漁業協同組合 代表理事組合長 浜辺晃	本業務は、藻場礁的山大島工区の整備にかかる藻 類食害生物駆除で、第2種共同漁業である磯建網 等によって行うノリスズミやアイゴ類など植食性魚 類の駆除であることから、共同漁業権の管理者で あり当該地先海面を熟知している地元の大島村漁 業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2 第1項 第2号
65	水産部	漁政課 (総合水産試験場)	H25.4.1	長崎県総合水産試験 場魚介類等管理業務 委託	38,542,750	長崎市京泊3-3-1 一般社団法人長崎魚市場協会 会長理事 柏木 哲	試験研究補助は、水産増養殖等に熟知し、緊急時 にも対応できる人材が必要である。(一社)長崎魚 市場協会は、このような人材を確保するため、地元 三重地区での人材育成を長年行っている。このた め、本場の研究内容に対応可能な高度な技術を習 得しており、緊急時でも素早い対応が十分できる。 このようなことから、本場の研究補助を委託でき る者は当該協会以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号
66	水産部	漁政課 (総合水産試験場)	H25.8.6	電解ろ過を用いた新 たな陸上養殖シス テム開発業務委託	7,704,900	佐世保市小佐々町黒石339-41 株式会社ジャパンアクアテック 代表取締役 松尾重巳	特許登録した「電解ろ過装置」の開発にあたって は、同社との共同研究により進めてきたもので あり、本契約は本ろ過装置を組み込んだ養殖シス テムについて研究するもので、当該装置の製作・ 改良する技術を有するのは同社のみであるため。 なお、同社は以前から陸上養殖システム(生物ろ 過式)の開発を行ってきており、水産工学の研究 体制が整っているため共同開発に携わっている。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
67	水産部	漁政課 (総合水産試験場)	H25.10.23	環境養殖技術開発センター吸収式冷温水機真空部修繕	1,770,300	福岡市博多区豊1丁目10番68号 テクノ矢崎株式会社セールスエンジニア統括部九州支店 支店長 芹沢 雅文	<p>水試隔離実験棟の空調設備(吸収式冷温水機)が真空不良により冷却機能が低下し、支障をきたしている。</p> <p>当該機器は、矢崎総業(株)製であり、現在矢崎総業製品の保守専門委託業者であるテクノ矢崎(株)と保守委託契約を締結して管理・運用している。</p> <p>本機は、平成9年度に導入され16年が経過していることもあり、補修に必要な部材は製造元からしか供給できず、補修技術についても、社内研修でそのノウハウが保持されており、矢崎総業(株)とその保守専門委託業者であるテクノ矢崎(株)しか補修を行うことができない。</p> <p>また、補修は機器の試運転・動作確認を行う必要があるが、この業務が現在締結している保守委託業務の中で処理できることを含めて保守業務を効率的にかつ早急に行うことができるのは、日常の保守点検を通して本機の内部構造等の特徴を熟知し、かつ技術を持ったテクノ矢崎(株)以外にない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
68	水産部	漁政課 (総合水産試験場)	H25.12.11	平成25年度大型アサリ種苗の垂下肥育試験業務委託	1,800,000	諫早市小長井町小川原浦499番地 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	<p>本事業は、長崎水試が技術開発したアサリの身入りの充実(乾燥身入率で良好とされる10以上)を図る手法である「垂下肥育」による試験を、養殖業者に行なってもらい実用化を図るものである。諫早湾内はアサリとカキが主要な漁業生産物となっているが、この3ヶ年はともに生産が低迷している。そのような中、カキ筏で大型のアサリ種苗の肥育を行ない、価格が高い2月の早期に出荷して収益性の向上を目指す。実施にあたっては、この効果を現在、干潟で養殖をしている養殖業者に実感してもらい、普及させるねらいもあることから、自ら養殖しているアサリと筏を使用して実施させることにする。そのため県内でアサリ養殖が営まれているのは小長井町のアサリ養殖業者のみで、ここは県内のアサリ生産量の約80%を占める主産地であり、この取組みの波及効果は大きい。また、本業務の委託先は、試験の実施対象者が所属しており、養殖免許の交付先である小長井町漁業協同組合以外にない。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 水産部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
69	水産部	漁政課 (総合水産試験場)	H25.12.20	平成25年度大型アサリ種苗の垂下肥育モデルの策定業務委託	3,192,000	福岡市博多区山王2-9-3 日本ミクニヤ株式会社九州支店 支店長 松本 力	<p>本事業は、大型アサリ種苗を使った垂下肥育モデルの策定を行なう事業であり、科学的な調査および市場調査に基づきモデルの策定を行うものである。</p> <p>アサリの生化学的特性の分析、干潟と垂下筏の餌料環境に関する調査、干潟と垂下アサリの生残・成長を比較し、市場性を考慮した上でのモデルの作成などの業務を委託する。</p> <p>日本ミクニヤ(株)は、水産庁事業により小長井地先で「アサリやカキの養殖場で微細気泡装置による漁場環境改善技術開発」や、「ホトキスガイ対策とアサリ漁場の維持・回復技術の開発」を平成19年から現在まで実施しており、当該地域におけるアサリの増養殖に関するデータ・知見を豊富に有しており、これらのデータが今回の委託業務の実施に必要不可欠である。また地元の漁業の実態も十分に熟知し、潮汐に合わせた夜間の調査に備えた現地作業所も小長井に設けており、早急な事業実施(12月初旬)が必要な本事業を行なうことが出来るのは日本ミクニヤ(株)以外にない。</p>	第167条の2 第1項 第2号